

第7章

介護保険事業の 安定的な運営

～介護～

1. 介護保険サービスの機能強化と人材確保

介護を必要とする高齢者を社会全体で支えるために、介護保険サービスの質と量を確保して、介護給付の適正化と低所得者への支援、事業者への適正な指導監督を実施し、介護保険事業の円滑な運営を図ります。

(1) サービスの質の向上

① サービスの質の向上に向けた事業者への支援

事業所の運営やサービス提供の状況把握に一層努め、事故防止に向けた適切な助言を行うことで、事業者のサービスの質の向上を支援します。また、地域密着型サービスを提供する事業所が設置する運営推進会議に出席し、活動状況を確認するとともに、必要な助言を行います。また、ケアプラン作成の参考となる資料や、介護保険制度に関するさまざまな情報を事業者に提供し、利用者に応じたサービスが提供できるよう支援します。

② 事業者への適切な指導・監査の実施

介護保険法に基づき、市が指定する介護サービス事業者に対し、人員や設備、運営、介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底することを目的に指導を行います。実施形態としては、事業所における実地指導と、事業者を一堂に集め講習等の方法による集団指導によって行います。

実地指導等により、指定基準違反や介護報酬の請求に関する不正、不当が疑われる場合等は監査を実施します。

③ 第三者評価の促進

事業者が提供するサービスの質を当事者以外の機関が専門的かつ客観的な立場から評価する第三者評価を促進します。

個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けることと、利用者の適切なサービス選択に資するための情報となるようにします。

④ 苦情相談体制の充実

介護保険制度について、要介護認定など保険給付に関して不服がある場合は、県に設置されている介護保険審査会に不服申し立てを行うことができることとなっています。

保険者である市の責務としても、身近な場所で市民が気軽に相談できる体制づくりが重要であるため、介護医療連携課を相談窓口として体制の充実を図ります。

⑤虐待防止・身体拘束禁止の取り組み

どのようなことが虐待に当たるのかといった、高齢者虐待についての市民の理解を進め、地域の見守り活動や、高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護保険事業所等の協力を得て、早期発見と未然防止を目指します。また、事業所等に対して、利用者一人一人の人格や尊厳を尊重したケアが行われるよう、集団指導や実地指導等の機会に、適切な運営指導を行います。

市内の介護保険施設は、入所者の尊厳を確保するため、身体拘束の廃止に向けて、国の示す「身体拘束ゼロへの手引き」に沿ってさまざまな取り組みを行っています。

高齢者が安心して介護保険サービスを利用でき、個人としての尊厳をもって生活ができるよう、介護保険施設においても身体拘束廃止や施設の個室ユニット化を推進します。

* 身体拘束ゼロへの手引き

平成13年3月、厚生労働省が開催した第2回「身体拘束ゼロ作戦推進会議」で承認を受けて公表された。身体拘束の問題点、身体拘束廃止の基本、身体拘束を必要としないケア、緊急やむを得ない場合の対応、法的問題などを記した本文のほか、身体拘束ゼロに取り組む施設、身体拘束廃止の事例及び資料からなっている。

(2) 福祉・介護人材の確保及び育成

介護保険制度が市民のニーズに応えるよう十分機能していくためには、福祉・介護ニーズに対応できるよう介護支援専門員、社会福祉士、保健師、看護師、介護福祉士、訪問介護員、管理栄養士、理学療法士、作業療法士等の専門職が、介護サービスを提供する事業所に広く配置されることが必要です。

介護保険事業所と関係機関、市が連携した人材確保対策を進め、安定したサービス提供ができる体制を整えます。併せて、地域包括支援センターが中心となって、介護支援専門員に対して、業務への習熟度に応じた研修を実施するとともに、主任介護支援専門員の養成、介護支援専門員相互の情報や意見交換など、人材の育成と情報の共有化に努めます。

また、市内事業所が、介護福祉士資格を取得を目指す学生等に貸し付ける奨学金の一部を助成し、介護福祉士の育成・確保を目指します。事業所での働きやすい環境整備を目的に、介護ロボットの導入やICTの活用等、介護保険事業所で働く従業者の負担軽減を図ります。

・介護福祉士養成修学支援事業

市内の介護サービス事業者や介護福祉士養成施設と共同し、介護福祉士の資格取得を目指す学生を支援することにより、介護人材の確保と定着を図ります。

(3) サービスの量の確保

在宅介護実態調査から、68.2%の方が施設入所等を検討しておらず、家族介護や介護保険サービスを利用しながら、自宅での生活を継続していきたいとの結果がでています。

今後、高齢者人口が減少していくことを踏まえれば、高梁圏域を中心とした地域におけるサービス提供体制は概ね充足していると思われます。しかしながら、周辺地域でのサービス量の確保は、依然として厳しい状況です。また、介護離職を防ぐことも必要です。

民間が参入しにくい地域へのサービスを提供する高梁市社会福祉協議会の事業継続と民間事業者による事業の実施地域の拡大促進、介護予防・日常生活支援総合事業の推進による地域包括ケアシステムのさらなる深化を目指します。

2. 介護保険制度の適正な運用

(1) 介護保険サービスの円滑な利用

介護保険制度やサービスについての情報提供等を通じて、介護保険制度に対する市民の理解をより深めるとともに、利用に際しての負担軽減を図るなど、適正かつ円滑な介護保険サービスの利用を推進します。

さらに給付の前提となる要介護認定の適正化を図り、介護保険制度の信頼性を高めま

①適正な認定調査実施体制の確保と要介護認定の平準化

要介護（要支援）の認定は、介護保険法の定めにより、全国一律の基準に基づき行われなければなりません。要介護認定適正化のため、市の認定調査員と認定調査を委託する市内事業所の介護支援専門員を対象に、県が実施する研修への参加促進などを行い、適正な認定調査を実施するための体制を確保します。

また、介護認定審査会は、一次判定を修正・確定し、必要に応じて一次判定の変更を行うことができる唯一の場です。審査会委員の研修等を通じて、各委員間の平準化を図り、明確な根拠を持った意思決定ができるようにします。

②介護給付等適正化事業の推進

介護保険制度の持続可能性を高める観点から、県介護給付費適正化計画に基づき「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」、「住宅改修・福祉用具実態調査」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」の適正化に資する主要5事業及び給付実績を活用した適正化事業を実施し、真に必要なサービス以外の不要なサービスが提供されていないか等の検証を行います。

ア 要介護認定の適正化

- ・介護の手間の状況が適切に反映されるよう、保険者の実施体制、チェック機能を向上します。

【表】認定調査チェック数

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
チェック数	2,061件	2,512件	1,941件	2,200件	2,000件	2,000件

※平成30年度、令和元年度は実績値。令和2年度は見込値。令和3年度から令和5年度は目標値

イ ケアプラン点検

- ・利用者の状況に見合わない量・種類のサービスがプランに組み込まれるなど、不適切なプランを重点的にチェックします。

【表】ケアプランチェック数

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
チェック数	34件	20件	20件	50件	50件	50件

※平成30年度、令和元年度は実績値。令和2年度は見込値。令和3年度から令和5年度は目標値

ウ 住宅改修・福祉用具実態調査

- ・利用者の状況に応じた住宅改修の内容、福祉用具の種類の実態の確認を行います。

【表】住宅改修の訪問調査による点検

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
点検数	21件	19件	9件	10件	10件	10件

※平成30年度、令和元年度は実績値。令和2年度は見込値。令和3年度から令和5年度は目標値

エ 医療情報との突合・縦覧点検

- ・入院期間中に在宅サービスが請求されていないかなどをチェックします。

【表】医療情報との突合・縦覧点検

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
点検数	全件	全件	全件	全件	全件	全件

※平成30年度、令和元年度は実績値。令和2年度は見込値。令和3年度から令和5年度は目標値

オ 介護給付費通知

- ・利用者や家族に利用サービスの内容と費用等の内訳を通知します。

【表】介護給付費通知

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
送付件数	全件	全件	全件	全件	全件	全件

※平成30年度、令和元年度は実績値。令和2年度は見込値。令和3年度から令和5年度は目標値

④ケアマネジメントの適正化支援

市内の居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の介護支援専門員を対象とした研修会を年4回行い、情報交換および資質の向上を図っています。

今後もこの事業を継続実施することにより、介護支援専門員やその他の機関と、地域包括支援センターの連携を深めます。

また、多様なサービスの導入による介護予防支援とこれに伴う地域包括支援センターによる多職種によるマネジメント支援の実施にあたり、介護支援専門員を対象とした普及のための研修会を行い、自立支援に資する高齢者の適正なケアマネジメントを推進します。

⑤市民へのわかりやすい情報提供

保健福祉サービスが多様化・複雑化し情報量も増加する中で、利用者やその家族、地域住民等が、サービスに関する情報を正しく理解し活用できるよう、市民にとってわかりやすい情報提供に努めます。

ア 情報提供体制の充実

利用者が必要とする各種サービス情報を容易に入手できるよう、地域包括支援センターと関係機関が相互に連携し、保健・医療・福祉の情報を一元的に提供できるネットワークづくりを推進します。

イ 制度の普及啓発

介護保険サービスなどについて、市民に対しその制度や利用方法を十分に周知できていない現状を踏まえて、広報紙による介護保険制度やサービスの定期的な紹介と案内、「介護保険利用の手引」の配布、市のホームページ、行政チャンネルを活用した迅速な情報提供、保健師による訪問活動など、さまざまな方法により介護保険制度の周知と普及を図ります。

また、65歳を迎えた高齢者には、介護保険被保険者証の郵送に併せ、介護保険料に関するパンフレットを同封するなど、一層の周知を図ります。

⑥介護サービス事業所情報の提供

介護保険事業所一覧を作成し、介護サービス事業所情報を提供しています。介護医療連携課のホームページにおいても、利用者等に市内サービス事業者のサービスの空き情報を提供するなど、市民が利用しやすい環境づくりに努めます。

(2) 保険料・利用者負担

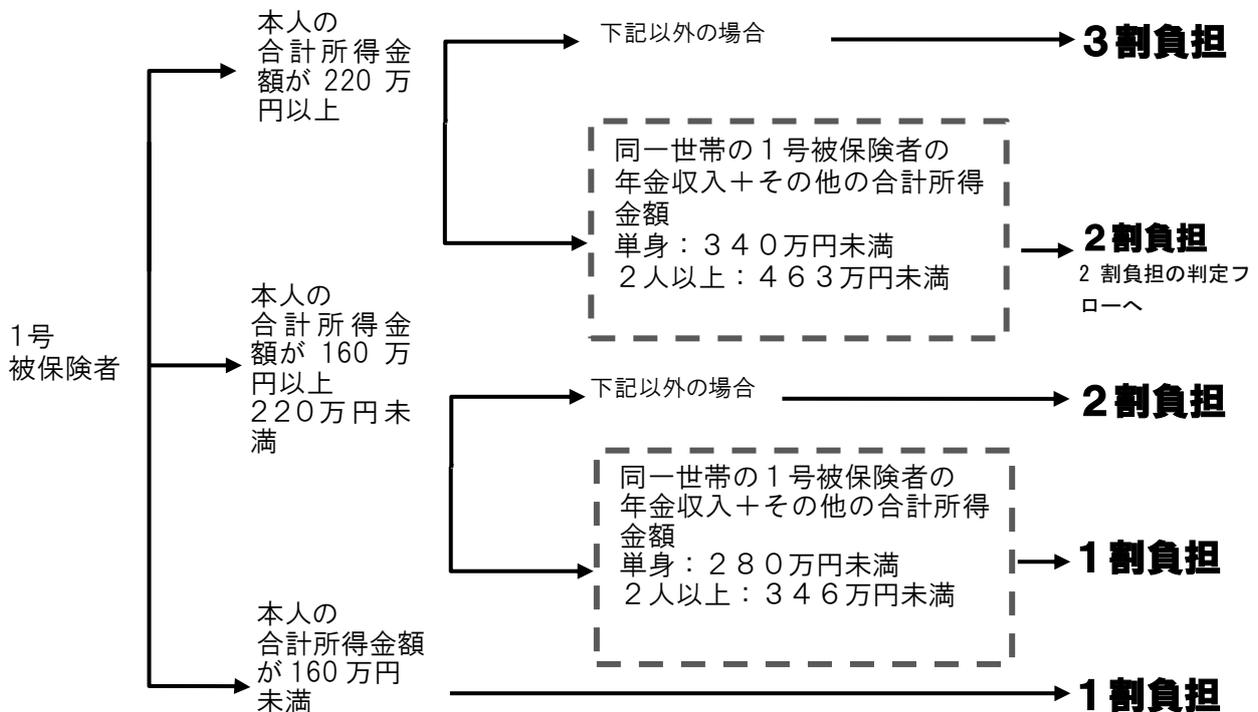
介護サービス利用量の増加により介護保険料の上昇が続く中、給付費の5割の公費負担に加えて、第7期に引き続き別枠で公費を投入し、低所得者（第1段階～第3段階）の保険料軽減の割合を拡大するとともに、さらなる費用負担の公平化に向けた制度改正により、現役並み所得のある高齢者の負担割合を見直します。

①介護保険料

第8期では、所得段階を第7期に引き続き12段階とします。また、国において基準所得金額が改正され、第7段階と第8段階の区分は現行の200万円から210万円へ、第8段階と第9段階の区分は現行300万円から320万円とします。

②一定以上所得者の利用者負担

平成12年の介護保険制度の創設以来、所得に関わらず一律1割に据え置いていた利用者負担について、現役世代の過度な負担を避けるとともに、高齢者世代内で負担の公平化を図っていくために見直しが行われました。平成27年8月からは、65歳以上の被保険者のうち、一定以上の所得のある方の自己負担割合が2割となり、さらに平成30年8月からは、2割負担者のうち現役並みの所得を有する人の負担割合が3割に引き上げられました。



その他の合計所得金額とは、合計所得金額から年金収入にかかる雑所得を控除した額。

③利用料

ア 利用者負担の上限と高額介護サービス費

介護サービスを利用する場合の月々の利用者負担については、世帯の所得に応じて負担上限額を設定し、負担軽減を図っています。

1カ月に支払った利用者負担の合計が負担上限額を超えたときは、その超えた費用を高額介護サービス費として支給されます。

第8期の制度改正で、負担能力に応じた負担を求める観点から、現役並み所得の人の上限が引き上げられます。

【表】利用者負担段階区分

対象となる方		利用者負担の上限（月額）
一般・現役並み所得	年収 1,160 万円以上	140,100円(世帯)
	年収 770 万円～1,160 万円以上	93,000円(世帯)
	年収 770 万円以下	44,400円(世帯)
世帯の全員が市民税を課税されていない		24,600円(世帯)
合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間 80 万円以下		15,000円(個人)
生活保護の受給者		15,000円(個人)

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限を指します。

イ 特定入所者介護サービス費（補足給付）

施設サービス（短期入所生活介護含む）利用時の食費と居住費が、低所得者に過重な負担とならないよう、所得に応じた利用者負担限度額を設け、その限度額を超える基準額との差額を補足給付として支給しています。ただし、預貯金等が一定額以上であると支給対象外となります。

第8期の制度改正で、在宅生活者との公平性や負担能力に応じた負担を求める見直しがされています。

ウ 高齢夫婦世帯等の食費・居住費の特例処置

本人または世帯員が市民税を課税されている第4段階の高齢夫婦世帯で一方が施設に入所した場合に、世帯の年間収入から施設の利用者負担の見込み額を除いた額が80万円以下となり、世帯の預貯金等の額が450万円以下などの条件に該当する場合には、第3段階とみなして特例的に補足給付を支給します。

エ 境界層該当者への対応

介護保険制度においては、介護保険料や特定入所者介護サービス費の利用者負担限度額、高額介護サービス費の利用者負担上限額について、本来適用されるべき基準を適用すれば生活保護を必要とするが、それよりも低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる人（境界層該当者）については、その低い基準を適用しています。

オ 高額医療・高額介護合算サービス費

高額医療・高額介護合算制度は、医療保険と介護保険における1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の自己負担の合算額が高額となり、基準額以上の負担となっている場合は、被保険者にその超えた部分を支給します。

カ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

生計が困難な人を対象に、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等の利用者負担軽減を行います。平成18年4月から軽減対象となる収入基準、資産基準及び軽減割合を変更し、負担軽減を行います。

（3）地域密着型サービスの整備目標**①夜間対応型訪問介護**

夜間対応型訪問介護は、在宅での高齢配偶者による介護の限界等による利用希望者が見込まれるものの、中山間地域における夜間訪問サービス対応のできる事業所運営の困難さもあるため、現時点では整備目標を定めませんが、今後の定期巡回・随時対応型訪問介護看護あるいは複合型サービスの整備など全体的な状況に応じて基盤整備を推進することとします。

②（介護予防）認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、市内に1カ所整備されていましたが、利用者の減少により平成31年3月に廃止となりました。よって、新規の事業所整備目標を定めません。

③（介護予防）小規模多機能型居宅介護

本サービスは、訪問介護、通所介護及び宿泊サービス機能を複合したもので、利用者の様態や希望に応じて提供されるサービスです。現在市内に4カ所（登録定員90人）が整備されており、第8期では新規の事業所整備目標を定めません。

④（介護予防）認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護の事業所は現在市内に8カ所（定員117人）整備されており、需要に対し一定量が確保されていることから平成24年度以降は新規整備募集を行わないこととしています。

⑤地域密着型特定施設入居者生活介護

市内には、地域密着型特定施設入居者生活介護施設は整備されていません。第8期においても整備目標は定めません。

⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護施設は、現在3カ所（定員86人）が整備されています。今後の高齢者人口の減少や待機者の減少、介護人材の確保等を考慮し、新規の整備目標は定めません。

⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、現時点での見通しが見つからないため、整備目標を定めませんが、今後の状況に応じてサービス基盤整備を推進します。

⑧看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、医療ニーズのある要介護者の在宅生活を支えるため、平成29年度に1カ所（登録定員29人）整備されました。第8期では新たな目標を定めませんが、今後の需要状況に応じて、小規模多機能型居宅介護からの転換等を含め、全体的な状況に応じて基盤整備を推進します。

⑨地域密着型通所介護

法改正により平成28年4月1日より、利用定員が18人以下の通所介護事業所は、地域密着型通所介護へ移行しました。サービスの利用状況は概ね横ばいのため、第8期では新たな目標を定めませんが、利用状況に応じて基盤整備を推進します。

(4) 居住系サービス（地域密着型・広域型）の必要利用定員総数

【表】居住系サービス（地域密着型・広域型）の必要利用定員総数

サービス種別	圏域	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
認知症対応型共同生活介護	合計	117	117	117	117	117	117	117	112
	高梁	54	54	54	54	54	54	54	52
	高梁東	36	36	36	36	36	36	36	34
	高梁北	0	0	0	0	0	0	0	0
	有漢	0	0	0	0	0	0	0	0
	成羽	9	9	9	9	9	9	9	9
	川上	0	0	0	0	0	0	0	0
	備中	18	18	18	18	18	18	18	17
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	合計	86	86	86	86	86	86	86	83
	高梁	57	57	57	57	57	57	57	55
	高梁東	0	0	0	0	0	0	0	0
	高梁北	29	29	29	29	29	29	29	28
	有漢	0	0	0	0	0	0	0	0
	成羽	0	0	0	0	0	0	0	0
	川上	0	0	0	0	0	0	0	0
	備中	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者 生活介護	合計	0	0	0	0	0	0	0	0
	高梁	0	0	0	0	0	0	0	0
	高梁東	0	0	0	0	0	0	0	0
	高梁北	0	0	0	0	0	0	0	0
	有漢	0	0	0	0	0	0	0	0
	成羽	0	0	0	0	0	0	0	0
	川上	0	0	0	0	0	0	0	0
	備中	0	0	0	0	0	0	0	0
混合型特定施設入所者生活介護	合計	58	58	58	58	68	68	68	68

(5) 居住系・施設サービスの利用者数

【表】地域密着型施設（居住系）サービスの月当たり利用者数の見込み（単位：人/月）

サービス種別		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
認知症対応型共同生活介護	要支援	112	114	114	116	116	116	116	112
	要介護	1	0	0	1	1	1	1	0
地域密着型特定施設入居者生活介護		0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		87	77	80	86	86	86	86	83

【表】居住系・施設サービスの月当たり利用者数の見込み（単位：人/月）

サービス種別（広域型）		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居住系	特定施設入居者生活介護								
	要支援	8	12	10	10	10	10	10	10
	要介護	59	67	69	74	81	81	81	77
施設	介護老人福祉施設	391	387	382	402	417	417	410	390
	介護老人保健施設	172	173	173	172	172	172	171	163
	介護医療院 (介護療養型等からの転換)	8	22	99	88	88	88	88	82
	介護療養型医療施設	37	35	7					

(6) 地域密着型サービス量の見込み

【表】地域密着型サービス利用者数の見込み (単位：人/月)

サービス種別	圏域	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(介護予防) 地域密着型通所介護	合計	125	125	125	124	117
	高梁	42	42	42	41	38
	高梁東	9	9	9	9	8
	高梁北	18	18	18	18	18
	有漢	9	9	9	9	8
	成羽	20	20	20	20	18
	川上	13	13	13	13	13
	備中	14	14	14	14	14
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	合計	54	53	53	52	50
	高梁	28	27	27	27	26
	高梁東	4	4	4	4	4
	高梁北	4	4	4	4	4
	有漢	3	3	3	3	3
	成羽	9	9	9	8	7
	川上	3	3	3	3	3
	備中	3	3	3	3	3
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	合計	117	117	117	117	112
	高梁	39	39	39	39	38
	高梁東	9	9	9	9	9
	高梁北	17	17	17	17	16
	有漢	8	8	8	8	8
	成羽	19	19	19	19	18
	川上	12	12	12	12	11
	備中	13	13	13	13	12
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	合計	86	86	86	86	83
	高梁	29	29	29	29	28
	高梁東	6	6	6	6	6
	高梁北	12	12	12	12	11
	有漢	6	6	6	6	6
	成羽	14	14	14	14	13
	川上	9	9	9	9	9
	備中	10	10	10	10	10
看護小規模多機能型居宅介護	合計	24	24	24	24	23
	高梁	13	13	13	13	13
	高梁東	2	2	2	2	2
	高梁北	2	2	2	2	2
	有漢	1	1	1	1	1
	成羽	3	3	3	3	2
	川上	2	2	2	2	2
	備中	1	1	1	1	1

(7) サービス量・標準給付費の見込み

各種サービスの基盤整備状況と県の策定する高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画を踏まえ、居宅・地域密着型サービスの利用者数・サービス量・総給付費と特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払い手数料を合わせて、標準給付費を推計しました。

①介護予防サービス見込量

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度	
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
介護予防訪問看護	給付費(千円)	4,449	4,452	4,452	4,452	4,452	
	回数(回)	64.8	64.8	64.8	64.8	64.8	
	人数(人)	16	16	16	16	16	
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	1,008	1,008	1,008	1,008	1,008	
	回数(回)	26.1	26.1	26.1	26.1	26.1	
	人数(人)	3	3	3	3	3	
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	750	750	750	750	750	
	人数(人)	9	9	9	9	9	
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	46,600	46,374	45,897	45,168	41,824	
	人数(人)	118	117	116	114	107	
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	1,386	1,386	1,386	1,386	1,386	
	日数(日)	17.2	17.2	17.2	17.2	17.2	
	人数(人)	4	4	4	4	4	
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	62	62	62	62	62	
	日数(日)	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	
	人数(人)	1	1	1	1	1	
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	20,365	20,365	20,365	19,557	17,839	
	人数(人)	202	202	202	194	177	
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	1,751	1,751	1,751	1,751	1,751	
	人数(人)	6	6	6	6	6	
介護予防住宅改修	給付費(千円)	9,750	9,750	9,750	9,750	8,360	
	人数(人)	7	7	7	7	6	
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	9,290	9,295	9,295	9,295	9,295	
	人数(人)	10	10	10	10	10	
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	6,826	6,829	6,829	6,829	6,290	
	人数(人)	10	10	10	10	9	
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	2,418	2,419	2,419	2,419	0	
	人数(人)	1	1	1	1	0	
(3) 介護予防支援	給付費(千円)	16,243	16,198	16,144	16,036	14,699	
	人数(人)	304	303	302	300	275	
予防給付合計		給付費(千円)	120,898	120,639	120,108	118,463	107,716

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

※サービス種別ごとの金額を合計したものと末尾の介護給付費(合計額)が一致しない場合があります。

②介護サービス見込量

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1) 居宅サービス						
訪問介護	給付費(千円)	86,207	86,194	85,014	84,088	79,711
	回数(回)	2,593.7	2,590.9	2,565.9	2,538.0	2,406.3
	人数(人)	240	239	239	236	222
訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
訪問看護	給付費(千円)	43,441	42,104	41,027	40,679	38,991
	回数(回)	566.2	554.0	543.3	538.7	514.4
	人数(人)	103	101	100	99	94
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	10,518	10,524	9,860	9,860	9,121
	回数(回)	307.5	307.5	287.0	287.0	265.6
	人数(人)	29	29	27	27	25
居宅療養管理指導	給付費(千円)	7,793	7,411	7,397	7,397	6,609
	人数(人)	81	78	77	77	70
通所介護	給付費(千円)	308,366	307,798	307,798	306,330	285,242
	回数(回)	3,591.3	3,582.4	3,582.4	3,563.4	3,321.2
	人数(人)	371	370	370	368	343
通所リハビリテーション	給付費(千円)	205,530	201,758	201,193	200,628	184,245
	回数(回)	2,201.8	2,165.8	2,158.2	2,150.6	1,989.5
	人数(人)	287	282	281	280	259
短期入所生活介護	給付費(千円)	184,990	185,092	185,092	185,092	173,533
	日数(日)	1,884.2	1,884.2	1,884.2	1,884.2	1,769.2
	人数(人)	156	156	156	156	147
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	60,241	58,997	58,997	58,997	53,896
	日数(日)	468.5	459.0	459.0	459.0	419.3
	人数(人)	56	55	55	55	50
福祉用具貸与	給付費(千円)	98,990	98,990	98,990	95,979	89,378
	人数(人)	646	646	646	628	588
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	4,006	4,006	4,006	4,006	4,006
	人数(人)	11	11	11	11	11
住宅改修費	給付費(千円)	8,961	8,961	8,961	8,961	8,961
	人数(人)	8	8	8	8	8
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	170,735	187,119	188,037	188,037	178,055
	人数(人)	74	81	81	81	77
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	113,338	113,401	113,401	112,731	106,233
	回数(回)	1,190.4	1,190.4	1,190.4	1,181.6	1,117.1
	人数(人)	125	125	125	124	117

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

※サービス種別ごとの金額を合計したものと末尾の介護給付費(合計額)が一致しない場合があります。

サービス種別（続き）		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
（2）地域密着型サービス						
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	90,610	88,783	88,783	87,358	85,653
	人数(人)	44	43	43	42	41
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	340,812	340,937	340,937	340,937	329,211
	人数(人)	116	116	116	116	112
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	272,269	272,881	273,342	273,342	263,744
	人数(人)	86	86	86	86	83
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	62,802	62,837	62,837	62,837	59,481
	人数(人)	24	24	24	24	23
（3）施設サービス						
介護老人福祉施設	給付費(千円)	1,219,899	1,265,640	1,268,283	1,247,858	1,183,424
	人数(人)	402	417	417	410	390
介護老人保健施設	給付費(千円)	584,731	585,303	585,551	581,901	555,453
	人数(人)	172	172	172	171	163
介護医療院	給付費(千円)	369,910	370,115	370,765	370,765	346,781
	人数(人)	88	88	88	88	82
介護療養型医療施設	給付費(千円)	0	0	0		
	人数(人)	0	0	0		
（4）居宅介護支援	給付費(千円)	177,925	177,649	177,485	175,569	167,227
	人数(人)	990	988	987	977	928
介護給付合計	給付費(千円)	4,422,074	4,476,500	4,477,756	4,443,352	4,208,955

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数
 ※サービス種別ごとの金額を合計したものと末尾の介護給付費（合計額）が一致しない場合があります。

③総給付費

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護・予防給付合計	4,542,972	4,597,139	4,597,864	4,561,815	4,316,671
在宅サービス	1,572,908	1,563,430	1,559,235	1,547,261	1,450,708
居住系サービス	523,255	539,770	540,688	540,688	516,561
施設サービス	2,446,809	2,493,939	2,497,941	2,473,866	2,349,402

【表】標準給付費見込額

単位：円

	合計	第8期			令和7年度	令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
標準給付費見込額 (1+4+7+10+11)	14,753,910,654	4,880,949,086	4,927,807,437	4,945,154,131	4,887,507,918	4,548,153,430
1 総給付費 (2+3)	13,737,975,000	4,542,972,000	4,597,139,000	4,597,864,000	4,561,815,000	4,316,671,000
2 介護サービス給付費	13,376,330,000	4,422,074,000	4,476,500,000	4,477,756,000	4,443,352,000	4,208,955,000
3 介護予防サービス給付費	361,645,000	120,898,000	120,639,000	120,108,000	118,463,000	107,716,000
4 特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）(5-6)	579,461,032	204,126,792	185,805,806	189,528,434	188,376,421	148,868,718
5 特定入所者介護サービス費等給付額	759,310,193	248,092,662	253,070,110	258,147,421	256,574,671	202,759,630
6 見直しに伴う財政影響額	179,849,161	43,965,870	67,264,304	68,618,987	68,198,250	53,890,912
7 高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）(8-9)	381,046,967	115,375,529	126,386,746	139,284,692	118,839,492	74,414,007
8 高額介護サービス費等給付額	387,243,382	116,760,248	128,675,794	141,807,340	120,991,848	75,761,753
9 見直しに伴う財政影響額	6,196,415	1,384,719	2,289,048	2,522,648	2,152,356	1,347,746
10 高額医療合算介護サービス費等給付額	43,577,355	14,525,785	14,525,785	14,525,785	14,525,785	5,256,135
11 算定対象審査支払手数料	11,850,300	3,948,980	3,950,100	3,951,220	3,951,220	2,943,570

（8）第1号被保険者の保険料の算出

①第1号被保険者の保険料設定の基本的考え方

第1号被保険者の保険料については、令和3年度から5年度までの第1号被保険者と要介護認定者数の見込み、標準給付費と地域支援事業費の推計、国が示す保険料算定に必要な係数等を基に設定します。

保険から支払われる標準給付費見込額については、その半分を国と県、市が公費で負担し、残りの半分を第1号被保険者（65歳以上の人）保険料23%と第2号被保険者（40歳から64歳までの人）保険料27%で負担します。

第1号被保険者保険料については、世帯課税・非課税区分を基本とした多段階方式とし、市民税課税者のうち高額所得者については、その所得水準に応じて保険料率を引き上げる弾力化運用（標準9段階を12段階へ）を第7期に引き続き設定します。

第8期保険料設定に関する主な改正点

■課税層の基準所得金額の改正

現行第7段階の「市民税課税者のうち合計所得金額が120万円以上～200万円未満」を「市民税課税者のうち合計所得金額が120万円以上～210万円未満」とし、現行第8段階の「市民税課税者のうち合計所得金額が200万円以上～300万円未満」を「市民税課税者のうち合計所得金額が210万円以上～320万円未満」に改正します。これは、厚生労働省調査に基づく制度改正の一環で行われるものです。

この制度改正に伴い、第9段階は「市民税課税者のうち合計所得金額が300万円以上～400万円未満」を「市民税課税者のうち合計所得金額が320万円以上～400万円未満」に変更します。第10段階以上は現行どおりの基準所得金額とします。

なお、給与所得控除・公的年金等控除が10万円引き下げられたことに伴い、不利益が生じないように、合計所得から10万円を控除することになっています。

②第1号被保険者の保険料設定

標準給付費見込額や地域支援事業に占める第1号被保険者の保険料負担割合は23%ですが、前期高齢者・後期高齢者の割合や所得段階の割合により、保険者間での保険料格差を少なくするために、保険者の後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数により補正され、調整交付金として国から補填されます（地域支援事業費の包括的支援事業、任意事業を除く）。

■介護給付費の負担割合（施設等給付費を除く）

国	県	市	第1号被保険者	第2号被保険者
25%	12.5%	12.5%	23%	27%

※国から交付される調整交付金の交付率によって、「国」及び「第1号被保険者」の実質負担割合は変化します。

■介護給付費の負担割合（施設等給付費）

国	県	市	第1号被保険者	第2号被保険者
20%	17.5%	12.5%	23%	27%

※国から交付される調整交付金の交付率によって、「国」及び「第1号被保険者」の実質負担割合は変化します。

■地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業）の負担割合

国	県	市	第1号被保険者	第2号被保険者
25%	12.5%	12.5%	23%	27%

※国から交付される調整交付金の交付率によって、「国」及び「第1号被保険者」の実質負担割合は変化します。

■地域支援事業費（包括的支援事業、任意事業）の負担割合

国	県	市	第1号被保険者	第2号被保険者
38.5%	19.25%	19.25%	23%	—

③第1号被保険者の保険料基準額の算出

第1号被保険者の保険料基準額は、以下の手順で算出されます。

【表】第1号被保険者の保険料の算出

単位：円

		第8期				令和7年度 (推計値)	令和22年度 (推計値)	
		合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
A	標準給付費見込額	14,753,910,654	4,880,949,086	4,927,807,437	4,945,154,131	4,887,507,918	4,548,153,430	
B	地域支援事業費=①+②	697,370,536	216,329,779	241,147,831	239,892,926	259,640,034	233,901,739	
	①介護予防・日常生活支援総合事業費	315,250,676	106,077,256	104,910,950	104,262,470	105,422,570	95,554,182	
	②包括的支援事業・任意事業費	382,119,860	110,252,523	136,236,881	135,630,456	154,217,464	138,347,557	
C	第1号被保険者負担分相当額(A+B)×23%	3,553,794,674	1,172,374,139	1,188,859,712	1,192,560,823	1,204,432,621	1,281,590,785	
D	調整交付金相当額(A+①)×5%	753,458,067	249,351,317	251,635,919	252,470,830	249,646,524	232,185,381	
E	調整交付金見込額(A+①)×F(千円未満切上げ)	1,509,714,000	517,155,000	503,775,000	488,784,000	475,327,000	526,596,000	
F	調整交付金見込交付割合(%)		10.37	10.01	9.68	9.52	11.34	
	後期高齢者加入割合補正係数		0.7807	0.7966	0.8115	0.8218	0.7776	
	後期高齢者加入割合補正係数(2区分)		0.7975	0.8128	0.8271			
	後期高齢者加入割合補正係数(3区分)		0.7639	0.7804	0.7958	0.8218	0.7776	
	所得段階別加入割合補正係数		0.9818	0.9818	0.9818	0.9818	0.9818	
G	保険者機能強化推進交付金等の見込み額	34,894,000				11,348,000	9,102,000	
H	介護保険準備基金取崩額	5,090,000				0	0	
I	介護保険準備基金の残高(令和2年度末の見込額)	296,607,783	介護保険準備基金取崩し割合(%) H÷I			1.71	291,517,783	291,517,783
J	保険料収納必要額C+D-E-G-H	2,757,554,741				967,404,145	978,078,166	
K	予定保険料収納率(%)	99.30				99.30	99.30	
L	弾力化後の所得段階別加入割合補正後被保険者数	35,063	11,782	11,688	11,593	11,540	9,259	

保険料の基準額(介護保険準備基金取崩前・弾力化前)				
年額		79,461円	85,563円	107,824円
月額		6,622円	7,130円	8,985円
保険料基準額に対する弾力化後の保険料額(介護保険準備基金取崩後)				
年額 J÷K÷L	M	79,200円	84,421円	106,380円
月額 M÷12		6,600円	7,035円	8,865円

※介護保険料基準額(月額)の算出手順は、資料編へ掲載しています。

※令和7年度、令和22年度の欄に記載の数値は令和2年度現在の推計値であり、保険料等を本計画で設定するものではありません。

④基準額に対する介護保険料の段階設定等

本計画期間内における介護保険料の段階は第7期計画に引き続き12段階とし、各段階の保険料率を下表のとおり設定します。

【表】保険料基準額に対する割合

所得段階	対象者	所得段階別加入者数推計（人）			保険料率 第8期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
第1段階	本人が老齢福祉年金受給権者であって、世帯全員が市民税非課税。生活保護の被保護者 世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	1,543	1,530	1,518	※ 0.30 (0.50)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の者	1,602	1,589	1,576	※ 0.50 (0.65)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階から第2段階に含まれない者	1,530	1,517	1,505	※ 0.70 (0.75)
第4段階	市民税世帯課税で、本人非課税者のうち、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	719	713	707	0.85
第5段階	市民税世帯課税で、本人非課税者のうち第4段階に含まれない者	2,484	2,464	2,444	1.00
第6段階	市民税課税者のうち合計所得金額が120万円未満の者	1,972	1,956	1,940	1.30
第7段階	市民税課税者のうち合計所得金額が120万円以上～210万円未満の者	1,188	1,178	1,169	1.35
第8段階	市民税課税者のうち合計所得金額が210万円以上～320万円未満の者	518	514	510	1.55
第9段階	市民税課税者のうち合計所得金額が320万円以上～400万円未満の者	207	206	204	1.65
第10段階	市民税課税者のうち合計所得金額が400万円以上～600万円未満の者	115	114	113	1.85
第11段階	市民税課税者のうち合計所得金額が600万円以上～800万円未満の者	36	36	35	2.05
第12段階	市民税課税者のうち合計所得金額が800万円以上の者	61	61	61	2.10
計		11,975	11,878	11,782	

※第1段階～第3段階は、軽減措置が図られています。（ ）が本来の割合となります。

⑤所得段階別保険料

以上の条件を踏まえて算出した所得段階別介護保険料(年額)は、下表のとおりです。

【表】 所得段階別年額介護保険料

段階	対象者	所得段階別年額保険料 (年額)	
		第7期 平成30年度～令和2年度	第8期 令和3年度～令和5年度
第1段階	本人が老齢福祉年金受給権者であって、世帯全員が市民税非課税。生活保護の被保護者 世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円/年以下の者	22,680円 (令和2年度)	23,760円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円/年以下の者	37,800円 (令和2年度)	39,600円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階から第2段階に含まれない者	52,920円 (令和2年度)	55,440円
第4段階	市民税世帯課税で、本人非課税者のうち、課税年金収入額+合計所得金額が80万円/年以下の者	64,260円	67,320円
第5段階	市民税世帯課税で、本人非課税者のうち第4段階に含まれない者	75,600円	79,200円
第6段階	市民税課税者のうち合計所得金額が120万円未満の者	98,280円	102,960円
第7段階	市民税課税者のうち合計所得金額が120万円以上～210万円未満の者	102,060円 (所得120万以上 200万円未満)	106,920円
第8段階	市民税課税者のうち合計所得金額が210万円以上～320万円未満の者	117,180円 (所得200万以上 300万円未満)	122,760円
第9段階	市民税課税者のうち合計所得金額が320万円以上～400万円未満の者	124,740円 (所得300万以上 400万円未満)	130,680円
第10段階	市民税課税者のうち合計所得金額が400万円以上～600万円未満の者	139,860円	146,520円
第11段階	市民税課税者のうち合計所得金額が600万円以上～800万円未満の者	154,980円	162,360円
第12段階	市民税課税者のうち合計所得金額が800万円以上の者	158,760円	166,320円

※第8期基準額(第5段階) : (6,600) 円/月額